

文京区基本構想

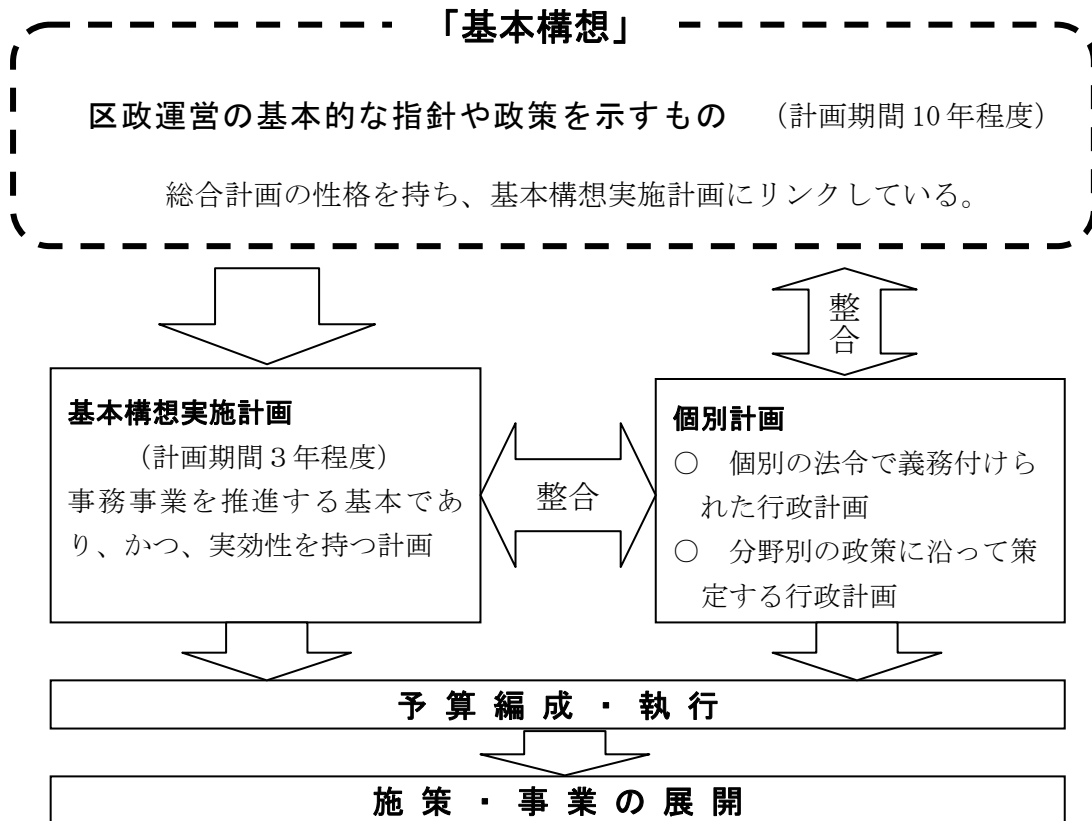
歴史と文化と緑に育まれた、

みんなが主役のまち「ふみ文のみやこ京」

I 基本構想の意義

1 基本構想の目的・役割・期間

基本構想は、文京区における総合的かつ計画的な行政運営指針で、行政計画の最上位に位置付けられるものです。施策の優先順位や有機的な連関性を担保するため、基本構想のもとに各分野で行政計画を策定し、施策を遂行しています。（図－1 参照）



図－1 基本構想の位置付け

※ 基本構想と「文の京」自治基本条例

基本構想は、区が進むべき都市像を明らかにし、区の政策の大綱を総合的に示すものです。

一方、平成17年4月から施行されている「文の京」自治基本条例は、区民、区民等、各主体などを定義し、区民等の権利及び責務、区の責務、協働・協治の推進などを規定しています。

なお、この基本構想では、区民などの定義については、「文の京」自治基本条例に基づき、次のとおりとします。

区民・・・区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

区民等・・・区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

各主体・・・区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいいます。

本区では、計画期間を10年程度とした“「文^{ふみ}の京^{みやこ}」の明日を創る”と題した前基本構想を平成13年7月に策定しました。

以降、今日に至るまでこれに即した区政運営を行い、区民が真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまちの実現に努めてきました。

しかしながら、我が国を取り巻く社会経済状況は、急激な変化を遂げ、従来の右肩上がりの経済成長を前提とした社会経済システムに対して、大きな変革が迫られています。

また、世界同時不況を契機に、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されています。

本区においても、急速な少子高齢社会の到来や地域社会における人と人との絆の希薄化、地球温暖化などの課題が山積しています。また、行政サービスに対する区民ニーズも一層多様化しており、行政需要も増加の一途を辿っています。

一方、地方分権改革の進展に伴い、これまで以上に地域が抱える課題は地域で解決していくことが求められています。

このような厳しい状況下において、増大する行政課題に迅速かつきめ細かく対応していくためには、区が第一義的には責任を負うものの、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）、事業者など新たな公共^{注1}の担い手と力を合わせていく必要性が飛躍的に高まっています。

こうした点を踏まえ、これからの本区が新たな段階へとさらに発展していくために、前基本構想の理念を継承しつつ、「新たなる基本構想」を策定することとしました。

この基本構想は、平成32年までのおおむね10年間を対象に、新たな公共の担い手と区が手を携え、互いの責任と役割を果たしながら目指す「文京区のあるべき姿（将来像）」と、その実現に向けた「基本的取組」で構成されています。

また、基本計画を盛り込むことで、実効性を持つ実施計画に反映させることができる、わかりやすいものとなっていることが特徴です。

策定後、本区が職員や予算を投じて実施する個別具体の事業は、この基本構想に即して行うこととなります。

注1) 「新たな公共」とは、これまで地方自治体が提供主体と認識されてきた公共的サービスについて、地方自治体だけでなく、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）、事業者など地域のさまざまな主体が担うことをいいます。

2 文京区の特性

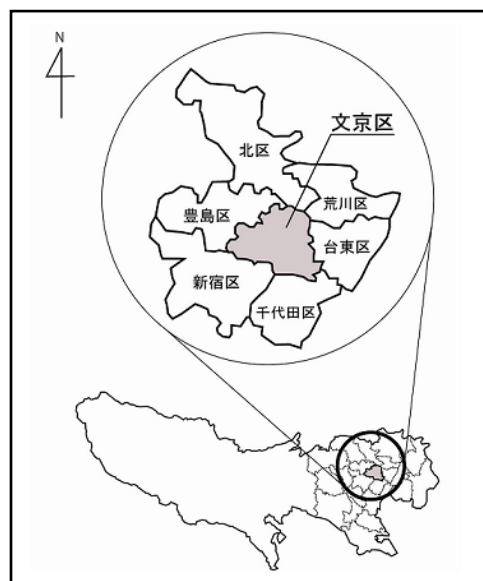
(1) 位置・地勢

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置し、東は荒川区と台東区、南は千代田区、西は豊島区と新宿区、北は北区に接しています。区域は、東西約 6.1km、南北約 4.1km、面積 11.31km²であり、23 区中 20 番目の広さとなっています。

武蔵野台地の東端部に位置する本区は、北西部から南西部にかけて関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台といった台地が並立し、その間に音羽谷、小石川谷、指ヶ谷、根津谷といった幾筋もの谷が入り込み、20m前後の高低差を持つ起伏に富んだ地形をなしています。

交通網は、東京メトロ丸ノ内線・南北線・有楽町線・千代田線、都営地下鉄三田線・大江戸線の地下鉄 6 路線が乗り入れ、計 20 駅が設置されています。

また、道路網では白山通り、本郷通り、音羽通りなど南北方向に伸びる幹線道路が充実しています。



図－2 本区の位置

(2) 歴史・文化

本区のまちとしての歴史は、天正 18 年（1590 年）に徳川家康が江戸城に入り、城下の開発を進めたことに始まるといわれています。江戸時代には、大名屋敷や武家屋敷が置かれ、護国寺や根津神社などの由緒ある神社仏閣も建立されました。

また、江戸市街地の拡張に伴い、外堀の外側に寺社を移したことにより、区内には今も数多くの寺社が立地しています。

小石川後樂園（水戸藩徳川家上屋敷）や六義園（大和郡山藩柳沢家下屋敷）など、かつての大名屋敷の幾つかは、現在、広大な庭園として多くの人に親しまれており、寺社と相まって、都心部にありながら、緑豊かで落ち着いた雰囲気醸し出す良好な都市環境を区内外に印象づける貴重な源泉となっています。

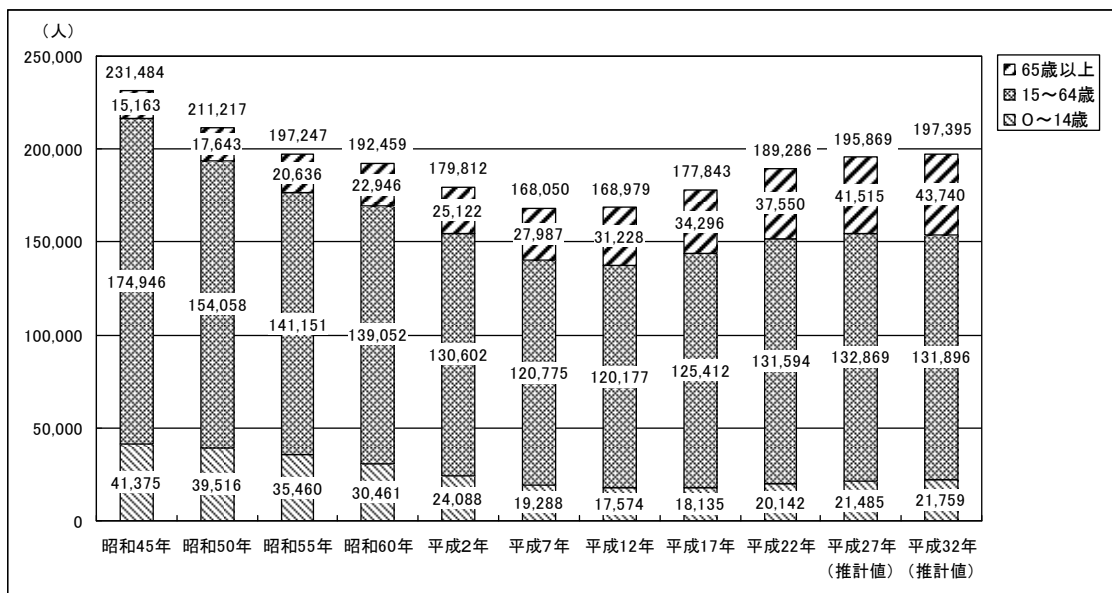
明治に入ると、加賀藩前田家の上屋敷跡地に東京大学が開校されたことをきっかけに、多くの教育機関の立地が進むとともに、森鷗外、夏目漱石、樋口一葉、石川啄木など日本近代文学史上に名を連ねる文豪たちが居住地としていたことから、現在も文化の香り高い「文教のまち」として全国的にも高い知名度を誇っています。

(3) 人口

平成 22 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳による本区の人口は、189,286 人となっています。文京区人口推計調査報告書によると、昭和 45 年から平成 7 年まで人口は一貫して減り続け、昭和 45 年の 231,484 人に比べ、平成 7 年には 168,050 人と 27.4% (63,434 人) 減少しています。近年は、都心回帰が進んだことによって、人口は増加に転じ、平成 7 年から平成 22 年まででは 12.6% (21,236 人) 増えています。

年齢 3 区分別人口は、平成 22 年 1 月 1 日現在、0～14 歳が 20,142 人(比率 10.7%)、15～64 歳が 131,594 人(69.5%)、65 歳以上が 37,550 人(19.8%) となっています。0～14 歳は、昭和 45 年から平成 12 年までは減り続けていたものの、平成 17 年から増加に転じています。また、65 歳以上は一貫して増え続けており、平成 22 年では昭和 45 年の 15,163 人の 2.4 倍に増加しています。

将来人口は、今後のまちの規模や活力を表す指標の一つであり、まちづくりを進めるにあたっての基本的な与件をなすものです。本区が独自に実施した推計結果を鑑み、基本構想の目標年次である平成 32 年の将来人口については、20 万人達成を目指します。



図－3 年齢 3 区分別人口の推移【パターン 1：長期推移型】

出典：文京区人口推計調査報告書（平成 21 年 3 月）

平成 17 年の国勢調査によると、昼間人口が 336,229 人であるのに対し、夜間人口は 189,564 人であり、夜間人口を 100 とした場合の昼間人口指数は 177.4 で東京 23 区中 7 番目となっています。このことから、多くの人が通勤・通学しており、オフィスや、大学などの教育機関の多いことがわかります。

また、平成 22 年 1 月 1 日現在の外国人登録人口は 7,276 人であり、平成 11 年の 5,305 人と比べ、37.1% (1,971 人) と大きく増加しています。

国籍別にみると、中国が 2,687 人 (比率 36.9%) で最も多く、以下、韓国及び朝鮮、アメリカ、フランス、フィリピンの順となっています。

(4) 産業等

明治以降、神田川沿いや千川通り沿いを中心に、大手印刷会社や中小の印刷・製本関連事業所の立地が進んだ印刷・製本業、そして、大学の附属病院などが多く立地していることにより、本郷・湯島地区を中心に集積している医療関連産業などが、本区を代表する地場産業となっています。

これらに加え近年では、教育・学習支援をはじめとした都市型産業が増加しています。さらに、東京大学をはじめとする区内大学が有する知的財産を活用すべく、ベンチャー企業など、産学連携により産業界に新たな活力をもたらそうとする動きも出てきています。

一方、古い歴史を持つ本区では、江戸時代から受け継がれてきた染色、木工など合計 30 業種余りに上る優れた伝統的技術・技法が、今も職人たちの手により守られています。

また、区内には、昭和 63 年 3 月、日本初の全天候対応型の多目的スタジアムとしてオープンした東京ドームを中心に、隣接する遊園地・ホテルなどとともに、全国的にも知名度の高いスポーツ・レジャーの一大拠点が形成されています。

その他にも、我が国が世界に誇る柔道の拠点である講道館、日本サッカー協会 (JFA ハウス) や併設されたサッカーの展示施設である日本サッカーミュージアムが立地することでも知られており、観光資源にもなっています。

3 基本構想の特徴

この基本構想は、次のような特徴を持っています。

(1) 区民と共に創り上げ、分かち合える計画

策定するにあたり、区長自らを会長とする基本構想策定協議会を立ち上げました。また、同協議会の委員には、新たな区民参画の手法として、全国でもあまり例をみない無作為抽出による区民委員の選出を行い、これらの方々と団体推薦の区民、学識経験者、職員が、真剣で熱い討議を交わしてきました。

さらに、シンポジウム、分野別・地域別ワークショップ、パブリックコメント、区民説明会などさまざまな区民参画の手法を駆使し、一人でも多くの区民と一緒に、アイデアを出し合うことによって精練された、まさに「共に創り上げ」かつ「共に分かち合える」計画としています。

(2) 10年後の将来像を明確にした計画

基本構想の実現に向けて、区と区民等が力を合わせて互いに責任と役割を果たしながら取り組むため、10年後の将来像を掲げ、「何がどのような状態になっている」ことを目指すのかという目標を明確にし、進むべき方向性を示した計画としています。

(3) 基本的取組を盛り込んだ計画

この基本構想は、10年後の将来のあるべき姿を実現するための方策として、基本的取組を盛り込んだ内容とし、抽象的な表現を極力避け、わかりやすさに力点を置いた計画としています。

Ⅱ 基本構想を貫く理念

この基本構想では、「子育て・教育」、「福祉・健康」、「コミュニティ・産業・文化」、「まちづくり・環境」及び「行財政運営」のすべての分野に共通する区政の基本的な考え方を、次のとおり掲げます。



図－４ 基本構想を貫く理念

1 みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿（将来像）」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

2 「文の京」らしさのあふれるまち

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

「文の京」
(ふみのみやこ)

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

今後ともこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

3 だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

Ⅲ 将来都市像

この基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、10年後を想定した「将来都市像」を次のように定めます。

<将来都市像>

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「^{ふみ}文の^{みやこ}京」

これまで先人たちによって脈々と受け継がれ、区民の誇りの源泉ともいえる歴史・文化・緑を今後も引き続き大切に守り、活かしながら、多様な主体が対等なパートナーとして、ふれ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます。そして、あらゆる世代の区民が分け隔てなく、いつまでも、心豊かに、いきいきと、自分らしく暮らせる、さらに、未来へ誇りを持って継承できる「文の京」を創り上げていきます。

IV 分野別の将来像

1 子育て・教育

1-1 子育て支援

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、 みんなが楽しく育ち合えるまち

子どもと大人が笑い声の中で、楽しく安心して育ち合い、それを区民や子育てにかかわるすべての人たちが、思いやりにあふれた「おせっかい」の心で支え合うまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 子どもの権利を保障し、子どもが健やかに成長していくため、児童虐待やいじめを見逃さない仕組みを充実させ、子どもの人権が尊重されるまちをつくります。
- ② 子育て中の世帯が孤立することがないように、世代を超えて地域ぐるみで子育て・親育ちを支援します。
- ③ 区内の豊かな社会資源を活かし、子育てを支援するため、大学などの教育機関と連携するとともに、大学生や高齢者など、さまざまな人材の活用を図ります。
- ④ 安心して子どもを生み、地域で楽しく子育てができるよう、情報提供、相談体制、各種子育て支援施策の充実を図ります。
- ⑤ 子どもの豊かな成長のため、保育園・幼稚園の保育内容の充実その他子育て支援施策の質の向上に努めます。
- ⑥ 保護者が仕事と生活の調和も踏まえた上で、子育て支援にかかわるメニューを柔軟に選択できるよう、区民等の参画により、多様な支援メニューを整備します。
- ⑦ 男女が共に協力して子育てができるよう、育児休業制度などについての区民や事業者等に対する情報提供や啓発、育児に関する講座の開催や保育環境の整備などに取り組んでいきます。
- ⑧ ひとり親家庭や特別な支援を必要とする子どもがいる家庭など、特に配慮を必要とする子どもや家庭が安心して暮らしていけるよう、心理的不安感の解消や経済的負担の軽減など、状況に応じた支援を推進していきます。

- ⑨ 子ども連れで外出しやすくするため、ユニバーサルデザイン^{注2)}の考え方を取り入れた、人にやさしいまちを目指します。

注2) 「ユニバーサルデザイン」とは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

**豊かな環境と人とのかかわりの中で、
子どもが「個」として尊重され、共に学び合うまち**

文京区は、緑や歴史、文化、教育環境などに恵まれています。そのような中で、学校や地域での人とのかかわりを通して、豊かな知性と確かな学力や他人を思いやる心を身に付けるとともに、学校を核として家庭や地域が連携し、子ども一人ひとりが「個」として尊重され、共に楽しく学び合うまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 互いに信頼し合い、他人を思いやる心を養うため、集団生活を通じ、子ども一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育をはじめ、豊かな人間性の育成を図る教育を推進します。
- ② 社会で自立して生きていくことができるよう、知識・理解にとどまらず、問題を発見し、解決する力など、広い意味での学力やさまざまな「知恵」を育みます。
- ③ 子どもたちの健やかな成長を促すため、学校と家庭とが協力し、基本的な生活習慣の定着を図るなど、健康教育を充実させます。
- ④ 心身ともに健康で、人間性豊かな子どもを育成するため、スポーツ、遊びなどのさまざまな体験や地域の多様な人たちとのかかわりを通じ、絆をさらに強いものとしします。
- ⑤ 子どもたちが文京区の歴史や文化を大切にする心を持てるよう、本区に培われた伝統と文化などを活かした教育活動を進めます。
- ⑥ 子ども一人ひとりの基礎・基本の学力を育成するため、発達段階に応じた指導方法を充実させます。
- ⑦ 各成長段階の連続性を踏まえた指導を充実させるため、保・幼・小・中の連携を進め、つながりを強化します。
- ⑧ 子どもたちの学力向上に向けたシステムを構築するため、地域、区内の教育機関及び事業者などとの連携を推進します。
- ⑨ 特別な支援が必要な子どもたちが、社会の一員として自立し、充実した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育等を推進するとともに、学校を中心

とした関係機関の協力体制を構築します。

- ⑩ 学校支援機能を高めるため、教育センターを核として、教員の資質向上のための研修を充実させるとともに、療育部門など関係機関と連携し、総合教育相談事業の機能強化を図ります。
- ⑪ 地域ぐるみで子どもたちの学びを支えられるよう、地域住民の学校教育への参画を促進するとともに、地域とのかかわりを大切にした学校支援体制を整備します。
- ⑫ 子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境を整えるため、学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、校舎等の整備を行います。

1-3 青少年の健全育成

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

地域で人とのかかわりを学びながら、光る笑顔の青少年が育つまち

未来を担う青少年一人ひとりの自主性を尊重し、開かれた地域の中で、人とのつながりを大切にすることを育んでいくまちを目指します。そして、青少年が笑顔で輝きながら、自立して社会の中で成長していくとともに、思いやりの心を持てるよう、青少年を受け止め、支え、共に歩いていくまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 青少年が地域の人たちとのかかわりの中で成長していけるよう、幼少の頃から地域の集まりに参加し、交流できるような場づくりを、青少年の視点を踏まえて充実させます。
- ② さまざまな交流の中で青少年の自立を促し、社会性を育んでいくため、多様な社会体験や異年齢交流の場づくり、社会参加の促進に取り組みます。
- ③ 地域全体で青少年の健やかな成長を支援できるよう、地域ぐるみで温かく青少年を見守りながら、青少年が健全に育つ環境をつくります。
- ④ 青少年を健やかに育んでいくため、家族のふれあいや結び付きが深まるよう、家庭の重要性の啓発に努めます。
- ⑤ 青少年が主体的に考え、積極的に行動できるように育成するため、さまざまな青少年健全育成活動の活性化、活動団体の連携の強化を図ります。

2 福祉・健康

2-1 高齢者福祉

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助^{注3)}の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活を送れるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者本人、家族、地域などが役割を分担して協力しながら、まちのバリアフリー化や施設整備などのハード面と、介護、医療体制の充実などのソフト面の両面から生活環境を整備します。
- ② 高齢者の生きがいづくりを推進するため、地域や事業者と連携・協力しながら、高齢者の知識や経験を活かした社会参加、活動の場の充実、介護予防への取組などを促進します。
- ③ 閉じこもりの予防、非常時・災害時の対応、一人暮らしや認知症の高齢者の支援などのため、地域での見守りや支え合いを進めるとともに、高齢者や家族への情報提供を充実させます。
- ④ 介護家族の負担軽減のため、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みや居宅での介護を支えるサービスの充実、相談対応などの環境づくりを推進します。
- ⑤ 高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の普及啓発や、虐待防止のための広報活動を推進するとともに、関係機関などの連携・協力を図り、人権がより尊重される社会を目指します。
- ⑥ 高齢者が併せ持つ医療と介護のニーズに対応するため、医療機関などと介護サービスの連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアの充実を図ります。

注3) 福祉分野では、さまざまな助け合いの形態を、次のように定義します。

「自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持することをいいます。

「互助」とは、インフォーマルな相互扶助、例えば、近隣の助け合いやボランティアなどをいいます。

「共助」とは、社会保険のような制度化された相互扶助をいいます。

「公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなどをいいます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

ノーマライゼーション^{注4)}の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 障害者が自立した生活を営むため、障害の種類・程度やそれぞれのライフステージなどに応じた支援を行うとともに、障害者のネットワークづくりの推進、障害者自ら相談に応じることを含めた相談体制の強化など、障害者福祉サービスの充実を図ります。
- ② 障害者が安心して地域で暮らすため、障害者グループホームやケアホームなどを整備するとともに、地域の中で障害者を見守る体制をつくります。
- ③ 障害者が自らに合った仕事に就けるよう、就労関係機関などとの連携を強化しながら、相談体制の充実をはじめ、きめ細やかで総合的な支援を図ります。
- ④ 地域の中で障害者が交流を深められるよう、地域との連携により、さまざまな地域活動への参画を推進します。
- ⑤ ひとにやさしいまちづくりのため、公共施設、交通機関、道路などのバリアフリー化を、障害者の参加・協力も得ながら、さまざまな事業者と連携して推進します。
- ⑥ 障害者の社会参加を促進するため、情報のバリアフリーを推進し、必要な情報が入手しやすい環境をつくります。
- ⑦ 「合理的配慮^{注5)}」の考え方を浸透させ、差別のない社会としていくため、障害のある人とない人との交流の場づくりや啓発活動などを通して、心のバリアフリーなどを推進します。

注4) 「ノーマライゼーション」とは、障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいいます。

注5) 「合理的配慮」とは、障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮をいいます。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当します。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

**だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、
セーフティネットのあるまち**

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 生活困窮者が自立した社会生活を送れるよう、的確な就労支援や生活・医療支援、充実した相談対応などの総合的な支援、居住環境の整備を行います。
- ② ひとり親世帯や若者、子どもたちが、貧困に陥ることなく自立した社会生活を送れるよう、就労支援など適切な支援が受けられる体制を充実させていきます。
- ③ ドメスティック・バイオレンス（DV）^{注6)}の防止と早期発見のため、意識啓発や関係機関と連携した相談体制の整備を充実し、被害発生時に安心して生活を送れるように必要な支援を行います。
- ④ 医療・介護・年金など公的保険の制度を将来にわたって維持・充実していくため、制度の周知・啓発などを通じ、利用しやすい仕組みづくりを進め、適切な制度運用に努めます。
- ⑤ 生活困窮者が孤立することなく安心して暮らせるよう、地域での助け合いや見守りなど、支え合いの仕組みづくりを進めます。

注6) 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力をいいます。

2-4 健康づくり

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① ライフステージに応じた健康づくりに、区民が主体的に取り組み、心身ともに健康的な生活習慣を確立するため、必要な相談や支援、意識啓発などを行います。
- ② 疾病の早期発見・早期治療とその回復につなげるため、各種健康診断や健康相談等の予防のための活動を進めるなど、必要な支援を行います。
- ③ 区民が切れ目ない医療を受けられるよう、かかりつけ医や薬局を持つための支援、医療機関の連携と役割分担の明確化を図り、地域における保健医療体制づくりを進めます。あわせて、慢性疾患の方への療養支援を行います。
- ④ 区民が適切な受診行動を取れるよう、医療機関などに関する情報提供や相談機能を強化し、インフォームドコンセント^{注7)}に立脚した医療機関と区民との信頼関係の構築を支援します。

注7) 「インフォームドコンセント」とは、医師などが医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意することをいいます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 新たな感染症など健康を脅かす事態に際し、最善の対応や対策を行うため、区民や地域活動団体、医療機関と連携し、健康危機管理体制の充実を図ります。
- ② 理・美容所や公衆浴場、旅館などの利用者の健康・安全を守るため、事業者は自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視・指導を行います。
- ③ 住まいやオフィスにおける快適な生活環境づくりのため、区民・事業者に対し、有害な化学物質の発生抑制などに必要な支援や指導を行います。
- ④ 薬局や医薬品販売店、毒物劇物営業施設などにおける薬品等の適正な保管管理・流通を確保するため、事業者に対する監視・指導を徹底し、事件事故の発生を防止します。
- ⑤ 有害食品の排除や食中毒の防止のため、事業者による自主管理や区による監視・指導を徹底するとともに、区・事業者・区民の連携による情報共有などを図り、食の安全を確保します。
- ⑥ 人と動物とが共生できるよう、地域主体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図ります。

3 コミュニティ・産業・文化

3-1 地域コミュニティ

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

みんなが集う、おせっかいのまち

区民をはじめ、文京区にかかわるあらゆる世代の人が積極的に地域活動に参加し、活発な話し声が聞こえてくる、活気にあふれるまちを目指します。そして、男女が平等な立場であらゆる分野に参画できるまち、新たな仲間を地域で温かく迎え、いざというときは地域で助け合う、思いやりあふれる、いつまでも住み続けたいまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 地域コミュニティのさらなる活性化を図るため、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進の取組や、人材・組織の育成を支援するとともに、活動の場を提供します。
- ② 地域住民の思いやりの心を育み、コミュニティ意識の醸成を図るため、地域活動にだれもが気軽に参加できる環境づくりを支援します。特に、新たに転入してきた区民や単身世帯への働きかけを行い、地域の一体感を高めます。
- ③ あらゆる世代の地域活動への参加を促進するため、区政に関する情報だけでなく、町会・自治会など地域活動団体が行う地域のイベント、活動内容等の情報についても、区報をはじめとするさまざまな情報媒体を活用して発信し、その共有化を図ります。
- ④ 地域の課題を地域で解決するため、町会・自治会間の連携に加え、企業、大学、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなども含めた多様な団体と地域住民との協働を進めていくための環境づくりを行います。
- ⑤ 新たな公共の担い手を創出するため、団塊の世代などがその知識や経験を地域に還元できる仕組みづくりや、地域活動に意欲のある区民に対し、適切な助言ができるシステムづくりを行います。また、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなどの活動支援に取り組みます。
- ⑥ 男女が性別にかかわらず、平等な立場で地域コミュニティに参画できるよう、情報提供や意識啓発などさまざまな取組を進めます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

豊かな区民生活を支える、活力みなぎる産業と商店のあるまち

地域の特性を活かした産業振興を積極的に推進することによって、未来を担う子どもたちがあこがれ、より豊かで文化的な区民生活を支える、活力みなぎる産業のあるまちを目指します。また、利用者の多様なニーズに対応し、安心して買い物ができる商店のあるまち、子どもから高齢者まで多くの人でにぎわう活気にあふれるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 区内の産業を担う人材の発掘及び技術者などの養成のため、商店街のリーダー育成や中小企業などの後継者育成を支援するとともに、技術の伝承を図ります。また、職業体験などを通じて、若年者の就業意識や起業意識の醸成を図ります。
- ② 新たな事業へチャレンジできるよう、創業・起業支援や、経営環境の安定化支援を行うとともに、地域の特性を活かすことにより、新たな価値を生み出す企業を支援します。
- ③ 区内外を問わず、多くの人に区の産業を知ってもらうため、区内の企業や商店などの商品、イベントなどの産業情報を、展示や体験など、さまざまな形で広く発信します。
- ④ 魅力と活気にあふれる商店街が増えるよう、地域性や独自性を兼ね備えた取組や、利用者のニーズにこたえ、楽しく安心して買い物ができるような環境整備を支援します。また、コミュニティビジネス^{注8)}の創造や、空き店舗などの商店街が抱える問題を解決しながら新たなビジネスに結び付ける取組を支援します。
- ⑤ 区民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、情報提供や相談体制、被害防止策を充実させ、消費者の自立を支援します。

注8) 「コミュニティビジネス」とは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組をいいます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

いつでも、だれでも、自分に合った「学び」と出会えるまち

区民の豊かな人生をサポートするとともに、「文教の府」とも呼ばれる文京区の貴重な財産を活かして、多様なニーズに応じた「学び」の機会を提供します。また、いつでも、どこでも、だれでも学びたいと思ったときに、気軽に、楽しく、自分に合った「学び」を見つけて成長することができる生涯学習日本一のまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するため、区内の生涯学習関連機関の連携を強化するとともに、多彩な人材の発掘・育成・活用を図ることで魅力的なプログラムを提供し、区民の生涯学習への支援を行います。
- ② 区民がいつでも、どこでも生涯学習に参加できるよう、さまざまな主体が実施している講座の情報を一元化するとともに、気軽に相談できる窓口などの情報拠点を整え、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。
- ③ だれでも気軽に、楽しく学び・学び合う機会を提供するため、身近なものから専門的なものまで、バラエティに富んだ講座の充実を図るとともに、学んだことを発表できる場を充実させます。
- ④ 図書館が利用者の多様なニーズやライフスタイルに合った、より質の高いサービスを提供するため、学校図書館との連携を進めるほか、地域の情報収集・発信拠点としての機能を果たしていきます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

「文の京」の文化や歴史を伝承し、創造する、心豊かで潤いのあるまち

区内に存在する多くの伝統文化や歴史・文化資産と共に生き、後世に伝えることを目指します。また、多くの区民が文化・芸術活動に参加できる機会や発表する場の提供などを行うことにより、文化の創造を支援し、身近に文化にふれることのできる、心に潤いのあるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 区民の歴史や文化への関心を高めるため、企業、文化団体、NPO（非営利活動団体）などと協働し、区内の伝統文化、歴史・文化資産に関する情報や、「文人のまち」、「江戸の香りの残るまち」などのイメージを広く発信するとともに、歴史や文化にふれあう機会を提供します。
- ② 区内に存在する歴史・文化資産などを後世に伝えていくため、歴史・文化資産の修復・保存・再現に努め、活用するとともに、伝統工芸・伝統文化の保護・継承のため、それらに携わる人たちの養成・育成を支援します。
- ③ 地域の特性を活かした区独自の文化など、区内で新たな文化が創造されるよう、区民が身近に文化・芸術活動に参加・発表できる場の提供や、その支援を行います。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもが、いつでも、安全にスポーツに親しめるまち

だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことで、豊かで健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① スポーツの機会を拡大するため、スポーツ施設を整備し、充実させるとともに、区内の学校や民間等の施設、人材などの地域資源を活用していきます。また、講習会や教室、イベントを実施するとともに、それらの開催情報などを広く発信します。
- ② 区民が適切にスポーツに親しむことができるよう、専門技術や指導方法、安全教育に長けた人材の確保と、新たな指導者の育成に向けた支援を行います。
- ③ 身近なレクリエーションの一つとしてスポーツに興味を持てるよう、区内のプロスポーツ団体と協働して、「するスポーツ」だけではなく「観るスポーツ」の魅力を発信します。
- ④ 区民にスポーツの魅力を伝え、スポーツ愛好者のすそ野を広げるとともに、スポーツ技能を高めるため、地域住民主体のスポーツ団体などの活動を支援します。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

何度も訪れたいくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまち

豊かな観光資源を活用し、四季折々の文京区の魅力を発掘・発信することで、訪れた人に「何度も行ってみたい」と思われるまちを目指します。また、区民一人ひとりが温かくお客様を迎えるおもてなしの心を持つことで、「いつでも来てほしい」と誇れるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① より多くの人に訪れてもらうため、案内板など設備の整備や、観光に携わる団体・人材の活用、各種広報媒体を利用した観光情報の発信を積極的に行い、豊かな観光資源を持つ「文の京」の魅力をわかりやすく伝えます。
- ② 文京区ならではの観光を楽しんでもらうため、歴史・文化の香りや四季を感じることができ本区の特徴を活かして観光資源を磨き上げるとともに、新たな観光資源の発掘・創出を行うことにより、「まちあるき」が楽しめる魅力的な観光プランを提供します。
- ③ 文京区を訪れる人を温かく迎えるため、区民が本区への関心と理解を深めるとともに、自分の住むまちに誇りを持てるよう、区内の観光資源の周知をさらに進めます。また、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民の「おもてなしの心」を醸成します。
- ④ 区民等や関係機関と連携して観光振興を推進するため、それぞれの役割を明確にし、協力体制を強化していきます。また、東京都や近隣区と連携し、より効果的な観光振興に取り組みます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

交流の輪を広げ、互いの魅力を高め合うまち

国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。また、他の地域の魅力を学ぶとともに、文京区が持つ未知の魅力を発見し、区外へ発信することで、互いの魅力を高め合うまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 多種多様な文化への区民の理解を深めるため、国内交流事業の情報に加え、姉妹都市交流など交流都市に関する情報を積極的に発信し、交流の魅力を伝えていきます。
- ② 他の地域の文化や考え方を受け入れるとともに、文京区の魅力を発信し、互いに理解し合えるよう、文化・スポーツ活動などを通じて、区民が国内及び海外の人と交流を深める機会を提供します。
- ③ 区内に在住する外国人も安心して快適に生活できるよう、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなどとの協働のもとに、子育て・教育・医療・居住などの生活面の手助けや多言語による案内、情報提供、相談事業などの支援を行います。
- ④ 地域行事やボランティアなど、さまざまな場面において、外国人や留学生が参画・貢献できるように、区内で実施される事業に参加できる機会を提供するほか、情報を発信するなど、その環境づくりを行います。

4 まちづくり・環境

4-1 住環境

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 「文の京」らしいまちの魅力を高めるため、それぞれの地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進めます。
- ② それぞれの地域にふさわしい良好な景観を保全・創出するため、周辺環境との調和を考慮した色彩や建築物の高さの適切な誘導などにより、景観まちづくりを進めます。
- ③ だれもが安全で快適に利用できるまちをつくるため、環境に配慮しつつ、既存施設のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインを取り入れた建物・空間の創出を進めます。
- ④ だれもが安全に安心して暮らせるよう、手すりの設置、段差の解消などの住宅のバリアフリー化やストックの有効活用などにより、良質な住宅の整備・確保を進めます。
- ⑤ だれもが気軽に憩い、ゆとりと潤いを実感できるまちをつくるため、身近に緑や水に親しむことのできる公園などのオープンスペースや、散歩したくなる緑にあふれる歩行空間の創出・整備を進めます。
- ⑥ だれもが気軽に出かけられるよう、公共交通機関の整備など、移動しやすい環境づくりを進めます。
- ⑦ 安全で快適な環境を確保するため、大気汚染・騒音・振動などへの対策や、地域の美化を進めます。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 人と環境の両方にやさしいまちをつくるため、環境負荷の低減に役立つ技術や資材を活用した都市基盤の整備や緑化を進めます。
- ② 環境にやさしいライフスタイルや事業活動を促進するため、普及啓発活動や環境教育を強化します。また、環境にやさしい取組を各主体が協働して行う体制を整えるとともに、地域の主体的な活動を支援します。
- ③ 地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。具体的な削減目標の達成に向け、各主体が自然エネルギーの導入、省エネルギーの実践、環境負荷の少ない移動手段の利用などを進めます。
- ④ ごみの減量や再資源化を進めるため、「もったいない」をキーワードに、家庭や事業所からのごみの発生をできる限り抑制（リデュース）した上で、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順に、資源を循環利用する取組を強化します。
- ⑤ 多様な生物が生息できる環境を育み、自然との共生を図るため、身近な生活空間の緑化を進めるとともに、公園などのオープンスペースの適切な管理や緑を保護する制度の活用などにより、緑地を適切に保全します。
- ⑥ 都市部特有のヒートアイランド現象を緩和するため、環境に配慮した建築物や緑化の推進、保水性や遮熱性を備えた資材の利用、省エネルギーの実践などによる人工排熱の低減を促進します。

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① いつ起きるかわからない災害に対して、日頃から備える心構えを醸成し、自主的に適切な対策を講じられるよう、各主体の防災に対する意識や知識を高める啓発活動を推進するとともに、被害を最小にとどめる減災に向けた取組を促進します。
- ② 自助・共助に根ざした取組を活発化し、地域の防災力を強化するため、各主体が参加する地域主導の災害対策活動を支援します。
- ③ だれもが安全に安心して過ごすことができるまちをつくるため、地震や火災などの災害に強い都市の整備をさらに進めるとともに、都市型水害対策を強化します。
- ④ 災害の未然防止や被害の拡大を防ぐとともに、迅速かつ円滑な救援救助活動を実施できるよう、各主体、消防・警察などの関係機関の協力体制を強化します。
- ⑤ 日常的な防災意識や災害発生時における対応力を向上させるため、各主体が災害対策に関する情報を共有し、情報交換ができる体制を強化します。

4-4 防犯・安全対策

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 安全に安心して暮らせるまちづくりに、地域ぐるみで取り組むよう、区民一人ひとりの防犯・事故防止に対する意識、見守りや助け合いの心を醸成するとともに、区民主体による地域の防犯・事故防止活動を支援します。
- ② 犯罪が起きにくい安全で安心なまちをつくるため、防犯に配慮した施設・設備・空間などの整備をさらに進めます。
- ③ だれもが安全に安心して通行できる道路となるよう、歩道の拡幅、段差や障害物の解消、自動車の速度抑制、交通マナーの向上など、道路の安全性・快適性の向上に向けた取組を進めます。

V 基本構想実現のために（行財政運営）

1 区民サービスの向上

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

心の行き届いたサービスを受けられるまち

だれもが文京区に「住みたい」、「住んでみたい」と思えるように、区民の満足度や信頼感を一層高める心の行き届いたサービスを受けられるまちを目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 区民に心の行き届いたサービスを提供できる職員を育成するため、一人ひとりの専門性や政策形成能力、おもてなしの心など、さまざまな能力を向上させていきます。
- ② 区民の多様なライフスタイルに対応し、利用しやすいサービスとするため、電子申請による受付やワンストップサービス化など、区民の視点に立ったサービスを提供していきます。
- ③ 効率的かつ質の高いサービスを提供するため、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなど新たな公共の担い手と協働し、それぞれの特性を活かした事業を推進します。

2 開かれた区役所

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもが区政を身近に感じ、参画できるまち

だれにでもわかりやすく、区政情報を正確かつ迅速に提供し、説明責任を果たすことにより、区にかかわるすべての人・団体が、情報を交換しながら、同じ目線で語り合い、それぞれの持ち味を存分に発揮し、よりよいまちづくりを進めていきます。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 必要な時に必要な情報が行きわたるよう、受け手側の評価も踏まえながら、区報をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビなど各種広報の特性を活かした広報機能の強化を、区民との協働で進めます。
- ② 区民をはじめ、だれもがあらゆる機会を通じて区政に参画でき、さらに多くの人の意見が尊重されるよう、ワークショップ^{注9)} やパブリックコメント^{注10)} など多様な区民参画の手法を積極的に活用します。
- ③ 協働によるまちづくりを進めるため、区が積極的に働きかけることによって、区民相互及び地域活動団体相互の交流の場を創出し、区民・地域と連携した体制づくりを行っていきます。

注9) 「ワークショップ」とは、さまざまな立場の参加者が、対等な立場で話し合いながら意見をまとめていく手法をいいます。

注10) 「パブリックコメント」とは、計画や施策などの案を広く区民等に公表し、区民等から意見や情報の提出を受けて、その意見などを考慮して意思決定を行うとともに、意見などに対して区の考え方を公表する手順をいいます。

3 区の公共施設

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

だれもが使いやすい公共施設のあるまち

将来的な財政負担や必要性を考慮し、施設全体を有効活用するとともに、地域による自主運営や、区立以外の施設との連携・協力による運営を進めることにより、地域の特性や利用者の利便を考えた公共施設を目指します。

(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 施設を効果的・効率的に活用するため、老朽化が進んでいる施設の改築に併せて、地域の特性と区民ニーズを踏まえ、他の施設との複合化や集約化を進めます。
- ② 指定管理者制度をはじめ、民間事業者などの創意工夫やノウハウを取り入れることにより、区民サービスの向上と効率的な施設の運営を進めます。
- ③ より利用しやすい公共施設とするため、利用者や地域の声にこたえながら、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなどと協力し、それぞれの特徴を活かした施設の運営を行っていきます。
- ④ 区民の利便性を向上させるため、大学などの教育機関や民間施設との協力体制づくりを進め、さまざまな施設の利用拡大を図っていきます。
- ⑤ より多くの区民が身近に施設を使えるよう、施設のサービス内容の向上を図るとともに、施設に関する情報をわかりやすく提供するなど、利用しやすい環境の整備を進めます。

4 行財政運営

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

信頼される行財政運営を推進するまち

歳入の安定確保に努めながら、限りある財源を真に必要な事業に充てていくとともに、職員一人ひとりが、創意工夫を凝らし、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進めます。

(2) 実現に向けた基本的取組

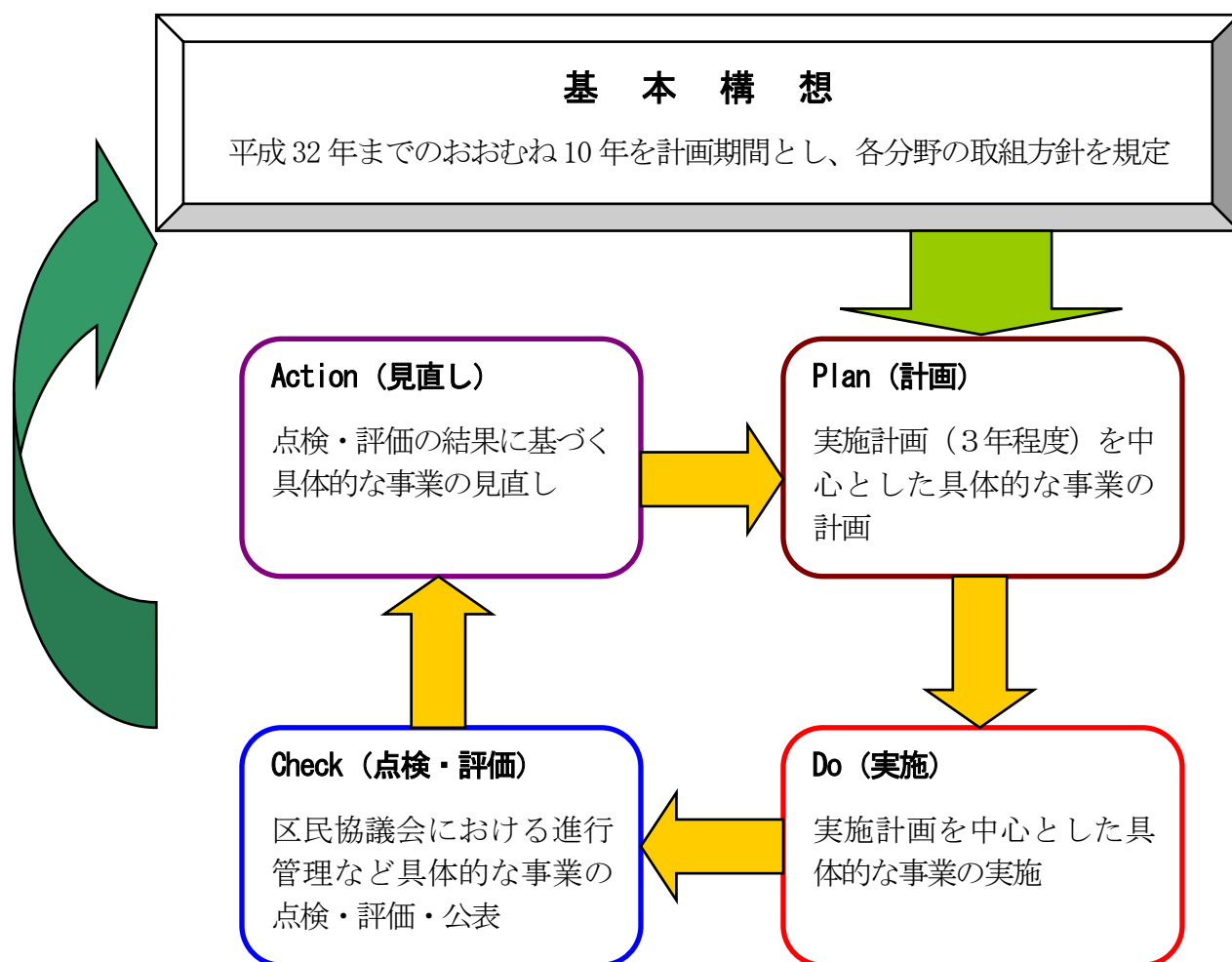
- ① 事務事業評価など評価制度を活かして施策や事務事業の見直しなどを行い、予算を無駄なく効果的に執行するとともに、財政状況をわかりやすく公表することで、公正で透明性の高い財政運営を進めます。
- ② 行政組織の見直し、職員定数の適正化、事務の合理化や能率の向上を不断に進めることにより、簡素で効率的な組織体制を構築します。
- ③ 組織の活性化や適材適所の人員配置などにより、職員のモチベーションを向上させ、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していきます。
- ④ 受益と負担について、コスト計算や見込まれる効果などの公開を通じ、区民の理解を深め、応分の負担を求めることで、個別の区民サービスを充実させていきます。
- ⑤ 安定的な財政基盤を構築するため、区有資産の有効活用や収納率の向上などによる自主財源の確保と、不要不急の事業の徹底した見直しなどによる歳出削減の両面を強化します。

VI 基本構想の進行管理

基本構想は、総合的かつ計画的な行政運営の指針です。基本構想の実現に向けた取組を着実に推進していくためには、「Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（点検・評価）⇒Action（見直し）」というPDCAサイクルに基づく行政運営を实践して、人・モノ・予算・情報などの限りある行政資源を適切に配分しながら、最少のコストで最大の効果を上げていくことが重要になります。

基本構想に掲げた将来像については、3年程度を計画期間として、「実現に向けた基本的取組」のもとに策定される実施計画と、毎年の予算編成と結びついた具体的な事務事業により実現していきます。

基本構想を着実に実現させるためには、実施計画を中心にPDCAサイクルに沿った進行管理を行っていくことが重要です。そのため、区民、学識経験者などからなる「文京区基本構想推進区民協議会」を設置して、区民等の意見を反映させながら、広く区民にわかりやすく進行管理を行っていきます。



図－5 基本構想の実現に向けて